

1月10日は110番の日です

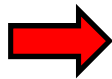
パトロール

かまて

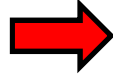
110番の仕組み



110番に通報をする



島根県警察本部で受理し各警察署・警察官に指令を出します。



指令を受けた交番や駐在所の警察官が現場に行きます。

110番通報のポイント

- ① 何があったのか
- ② どこであったのか
- ③ いつあったのか
- ④ 犯人の特徴は
- ⑤ 現在の状況はどうか
- ⑥ あなたのお名前は

110番の正しい利用について

島根県内では、1日に約110件の110番通報を受理していますが、通報の中には110番に馴染まない「不要不急の通報」も多くあります。

不要不急の通報が多くなれば、本当に緊急で困っている方からの通報を受理できなくなるおそれがあります。

※急を要さない相談等は警察署、駐在所、警察相談専用電話「#9110」へ連絡をしてください。

発行者

鎌手駐在所
佐々木英人

(27-0519)

還付金詐欺に気をつけましょう

依然として還付金詐欺の被害や予兆電話等が多い状況が続いています。被害に遭わないため、下記のことにご気をつけてください。

- ① ATMで還付金を受け取ることはできないことを知りましょう。
- ② 市役所等からの還付金に関する電話は、一度電話を切って、市役所に確認するようにしましょう。
- ③ 「電話」「還付金（払戻金・過払金）」「ATM」は還付金詐欺のキーワード。このキーワードに心当たりがあれば、警察や家族に相談しましょう。
- ④ ATMの利用限度額を引き下げると、万が一だまされても被害を最小限に抑えることができます。



ご挨拶

令和3年中は市内での新型コロナウイルス感染症の流行をはじめとして様々な出来事がありましたが、駐在所の活動にご協力をいただきありがとうございました。今後も皆様方のお力添えを得て、管内の安全安心の実現に努めていきます。令和4年が皆様にとって良い年でありますようお願い申し上げます。

鎌手駐在所 佐々木 英人